

基本点数

保護者の状況等		点数
未婚・離婚・行方不明・死亡等により不在(単身赴任を除く。)		10
勤務形態	外勤、自営・農業等中心者、就学(通学)	4
	自営協力者	3
	内職、就学(在宅)、農業等協力者	2
勤務日数 (就学も 含む)	週5日以上	3
	週4日以上	2
	週3日以上	1
勤務時間 数(就学 も含む)	日8時間以上	3
	日6時間以上	2
	日4時間以上	1
求職中	内定 就労予定条件に応じて上記の指数を準用する。	4～10
	未定 求職中(原則として3か月間を入所承諾期間とする。)	3
障害	重度 身体障害者手帳及び精神障害者手帳1～2級又は療育手帳A	10
	中軽度 身体障害者手帳及び精神障害者手帳3級以下又は療育手帳B	8
療養(疾 病・負 傷)	入院・常時が床	10
	通院(月12日以上)	8
	慢性疾患又は長期疾病のため、自宅療養中	4
	上記以外	3
	原則として出産予定日前3か月及び出産後3か月を入所承諾期間とする。	10
出産	病院・施設等に常時付き添い	10
病人看護 介護	同居者の通院付き添い(月10日以上)	4
	老人介護(寝たきり・認知症)	10
	心身障害児・者介護	10

	自宅看護(常時)	4
災害復旧	地震・火災・風水害等	10

調整点数

調整事項		点数
加 点	生活保護世帯	5
	ひとり親世帯	5
	単身赴任等により片親が常時自宅にいない	3
	兄弟姉妹が希望保育所に入所中	5
	育児休業法に伴う育休明け及び産休明けで職場復帰する場合	2
	閉園に伴い転園を希望するとき（統廃合に伴う場合を除く）	3
	転入に伴い転園を希望するとき	2
	2歳児又は3歳児クラスで卒園となる認可保育所等を卒園するとき	2
	児童福祉の観点から緊急に保育の実施が必要と認めたとき	10
	保育士の子ども（保護者が山陽小野田市内の保育所等で保育士として勤務している、または勤務予定の場合に限る。）	5
減 点	同居の祖父母(65歳未満)が就労等していないとき	-3
	保育料の滞納等があり、納付の意思が認められないとき	-10
	前年度の就労実績等で虚偽の申請をして入所していたことが判明したとき、もしくは就労状況の変化などを申告せずに入所を継続していたことが判明したとき	-5
	勤務先が父母の実家である	-3

備考

- ひとり親世帯とは、離婚・死別・未婚により片親しかいない状態の世帯とする。離婚を前提とした別居は離婚調停中であることが分かる書類(裁判所からの通知書類など)の添付があれば、同居の保護者のみの課税額で保育料を算定することとするが、入所時の加点及び保育料のひとり親減免

は離婚が成立していなければ適用しない。

- 2 世帯分離をしても、住民票上で同住所にいる者については同居とする。住宅地図などで別棟であることが確認できれば別居とする。
- 3 滞納保育料の分納誓約を交わし、児童手当からの充当申出書の提出があれば、納付の意思があるものとする。

#### 同一点数時の順位表

優先段階	条件
第1段階	基本点数合計点の高い世帯
第2段階	基本点数又は調整点数における状況が、次の順位による ①不存在等、②閉園による転園（統廃合に伴う場合を除く）、③災害復旧、④疾病・障害、⑤居宅外労働、⑥介護、⑦居宅内労働、⑧妊娠・出産、⑨通学等、⑩外勤予定者
第3段階	辞退歴のない者
第4段階	当該利用施設の希望順位が高い者